令和５年第９回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第２号）

令和５年１２月１５日（金曜日）　午前１０時００分開議

第　１　会議録署名議員の指名
第　２　諸般の報告
第　３　報告第１２号　令和５年度定期監査報告（第２次）について
第　４　報告第１３号　専決処分の報告について
　　　　　　　　　　　「損害賠償の額の決定について」
第　５　承認第　７号　専決処分の承認について
　　　　　　　　　　　「令和５年度羽幌町一般会計補正予算（第９号）」
第　６　議案第４７号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第　７　議案第４８号　特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第　８　議案第４９号　羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第　９　議案第５０号　羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第１０　議案第５１号　羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例
第１１　議案第５２号　前川富義奨学基金条例
第１２　議案第５３号　羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例
第１３　議案第５４号　羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第１４　議案第５５号　羽幌町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
第１５　議案第５６号　令和５年度羽幌町一般会計補正予算（第１０号）
第１６　議案第５７号　令和５年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
第１７　議案第５８号　令和５年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
第１８　議案第５９号　令和５年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第３号）
第１９　議案第６０号　令和５年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）
第２０　議案第６１号　令和５年度羽幌町港湾上屋事業特別会計補正予算（第１号）
第２１　議案第６２号　令和５年度羽幌町水道事業会計補正予算（第２号）
第２２　諮問第　２号　人権擁護委員の推薦について
第２３　発議第１４号　議員の派遣について
第２４　発議第１５号　各委員会の閉会中の継続調査及び審査について
第２５　意見案第４号　軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の提出について

○追加日程

第　１　議案第６３号　令和５年度羽幌町一般会計補正予算（第１１号）

○出席議員（１０名）

1番　佐　藤　　　満　君	2番　金　木　直　文　君
3番　阿　部　和　也　君	4番　逢　坂　照　雄　君
5番　村　上　雄　也　君	6番　小　寺　光　一　君
7番　磯　野　　　直　君	9番　工　藤　正　幸　君
１０番　平　山　美知子　君	１１番　村　田　定　人　君

○欠席議員（1名）

8番　舟　見　俊　明　君

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町　　　長	森　　　淳　君
副　町　長	三　浦　義　之　君
教　育　長	濱　野　　　孝　君
監査委員	熊　木　良　美　君
農業委員会会長	入　江　雄　治　君
会計管理者	豊　島　明　彦　君
総務課長	敦　賀　哲　也　君
総務課主幹	木　村　謙　彦　君
総務課総務係長	逢　坂　信　吾　君
総務課職員係長	宇　野　延　仁　君
地域振興課長	清　水　聡　志　君
地域振興課 政策推進係長	山　田　太　志　君
財務課長	大　平　良　治　君
財務課主幹	熊　谷　裕　治　君
財務課税務係長	近　藤　優　樹　君
町民課長	宮　崎　寧　大　君
町民課 総合受付係長	越　谷　弘　和　君
町民課 町民生活係長	原　田　育　世　君
町民課 環境衛生係長	高　野　正　晃　君

町民課 環境衛生係主査	石郷岡　卓　哉　君
福祉課長	高　橋　　　伸　君
福祉課 社会福祉係長	藤　井　延　佳　君
福祉課子ども係長	村　上　　　達　君
福祉課 国保医療年金係長	木　村　康　治　君
健康支援課長	鈴　木　　　繁　君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥　山　洋　美　君
建設課長	木　村　和　美　君
建設課主任技師	石　川　隆　一　君
建設課主任技師	笹　浪　　　満　君
建設課管理係長	高　本　勇　一　君
上下水道課長	棟　方　富　輝　君
上下水道課主幹	竹　内　雅　彦　君
農林水産課長	伊　藤　雅　紀　君
農林水産課主幹	杉　野　　　浩　君
農林水産課 農政係長	富　樫　　　潤　君
商工観光課長	三　上　敏　文　君
商工観光課 商工労働係長	廣　谷　将　大　君
天売支所長	門　間　憲　一　君
焼尻支所長	佐々木　慎　也　君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒　井　峰　高　君
学校管理課長補佐	葛　西　健　二　君
社会教育課長 兼公民館長	飯　作　昌　巳　君
農業委員会 事務局長	伊　藤　雅　紀　君
選挙管理委員会 事務局長	敦　賀　哲　也　君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	渡　辺　博　樹　君

総務係長	嶋元貴史君
書　　記	逢坂信吾君
書　　記	佐藤諒輔君

◎開議の宣告

○議長（村田定人君）　これから本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定によって、

９番　工　藤　正　幸　君　　　１０番　平　山　美知子　君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君）　日程第２、諸般の報告を行います。

本日の欠席届出は８番、舟見俊明君であります。

会議規則第２１条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第１２号

○議長（村田定人君）　日程第３、報告第１２号　令和５年度定期監査報告（第２次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、熊木良美君。

○代表監査委員（熊木良美君）　ただいま議題となりました令和５年度定期監査報告（第２次）について内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第９項及び羽幌町監査基準第１４条の規定により、その結果を別紙のとおり報告をいたします。

なお、本監査の報告につきましては、逢坂監査委員との合議によるものであります。

１ページをお開き願います。定期監査報告書。

１、監査の時期及び対象でありますが、逢坂監査委員と共に、令和５年１０月１８日から１０月２６日までのうち５日間にわたり、地域振興課ほか、御覧の対象機関を実施したところでございます。

２、監査の対象とした事項でありますが、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係書類、帳簿等の内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

３、監査の結果でありますが、財務に関する事務についてそれぞれ適正な執行に努めら

れたものと認められました。
なお、町民所管事務におきまして支払い遅延の事案が発生しましたが、事後の事務処理による完了を踏まえ、今後の改善を強く要望しつつ、財務面での執行は適正と判断しましたことをご了承願います。
主な内容につきましては、次のとおり報告をさせていただきます。２ページをお開き願います。最初に、福祉課について申し上げます。（１）、社会福祉状況、①、福祉タクシー利用状況であります。障がいの程度に応じましてタクシーの乗車券を該当者に年間２４枚、または１２枚、属する年度内８０歳以上の方へも１２枚を交付しております。令和５年度９月末現在の総交付枚数は１万９０８枚で、うち総利用枚数は４，０１５枚となっております。次に、②の児童手当の支給状況では、令和４年度及び令和５年度９月末までの受給者数などを表したものであります。内容は記載のとおりでありますので、御覧をいただき、説明は省略させていただきます。③、令和５年度認定こども園及び幼稚園施設型給付費状況ですが、アの対象園児数は、９月末現在におきまして藤幼稚園１２名、認定こども園・まきの幼稚園が３８名、保育所は７９名となっており、合計で１２９名であります。３ページを御覧願います。イ、負担金の支出状況は、国・道、町の合計では８，０６８万４，２３０円となっております。うち町の負担は２，２１８万８，７５７円であります。④の地域福祉基金状況であります。今年度９月末までの寄附金は２件、２７８万円であります。５月と９月に基金に積立てし、３億１，５０３万１，７３５円となっております。⑤、保育士修学資金貸付状況であります。令和５年度における９月末までの貸付けはありませんが、返還免除額は４１万４，０００円、返還額は２７万６，０００円となっております。⑥、保育士修学基金状況から次の４ページ、⑧の福祉バス利用状況までにつきましては、説明を省略させていただきます。⑨の老人クラブ等補助金交付状況では、前年度に比較し、団体数は２団体減の４団体となっており、会員数も１６名減少の８９人、交付決定額は４万８，４００円減の９６万８，１００円となっております。⑩の敬老会事業助成金交付状況では、市街地区、天売、焼尻の離島地区それぞれ実施され、合計額は４３万８，７５０円となっております。⑪、令和５年度敬老記念品贈呈状況、⑫の勤労青少年ホーム利用状況につきましては、説明を省略させていただきます。
５ページを御覧願います。（２）、国保医療状況の①、医療費支出状況では、会計区分ごとの扶助費等の費用を表記したもので、内容は記載のとおりであります。以下説明を省略させていただきます。②、国民健康保険給付費支払準備基金状況につきましては、令和４年度の国保事業に充当するため、出納閉鎖期間の５月に５５５万２，５９０円を取り崩しております。
６ページをお開き願います。健康支援課でございます。（１）、各種検診実施状況と（２）、各種予防接種実施状況は、検診及び予防接種区分ごとの対象者数等を令和４年度実績と令和５年度９月末現在の状況を表したものであります。御覧いただくことにより説明は省略させていただきます。７ページ中段の（３）、すこやか健康センター利用状況か

ら次の９ページ下段、（６）、しあわせ荘短期入所生活介護までは御覧いただくことにより説明は省略をさせていただきます。

１０ページをお開き願います。（７）、介護保険給付状況であります。①、居宅介護、居宅支援サービスの令和５年度９月末実績では、件数で５，２５７件、支給額は３億３，５４６万３，０５９円となっております。

②、介護保険給付費等準備基金状況、次の１１ページ、（８）、緊急通報装置設置状況は、御覧いただくことにより、説明は省略させていただきます。

次に、中段（９）、医師研究資金等貸付状況であります。令和５年度における４月から９月末までの貸付けは８名で、４，３００万円、また償還免除は３名で５５０万円、返還が１名、１００万円となっており、令和５年度９月末現在の貸付けは１１名の９，９３０万円となっております。

（１０）、助産師看護師修学資金貸付状況であります。令和５年度における４月から９月末までの貸付けは５名で１４４万円、また返還免除は２名、３６０万円、返還は２名の８０万円となっており、令和５年度９月末現在の貸付けは１０名で１，７５７万円であります。

（１１）、助産師看護師修学基金につきましては、今年度の増減はありません。

次に、１２ページをお開き願います。町民課について申し上げます。（１）、総合受付状況につきましては、記載のとおりの内容となってございます。御覧いただくことにより、説明は省略させていただきます。

１３ページを御覧願います。（２）、公営住宅管理状況、①、管理戸数及び入居についてですが、表下段の空き家戸数は、前年同期より２５戸増の８９戸となっております。これには政策空き家の４８戸を含んでおり、利用可能な事実上の空き家戸数は４１戸であります。②の敷金状況は、記載のとおりとなっております。③、羽幌町営住宅等整備基金状況につきましては、４月に１，５５４万６，０００円を積立てし、１億４，４９４万４，０００円となっております。

（３）の令和４年度集会所利用状況から１４ページ以降、１７ページの（１０）、北海道海鳥センター入館状況までは御覧いただくことにより説明は省略させていただきます。

１８ページを御覧願います。生活路線バス通学定期運賃補助金交付状況であります。令和５年度通学対象者数９名に対して定期運賃の額に１００分の１５を乗じて得た補助金額は、３７万円となっております。

（１２）、令和４年度の生活路線バス維持費補助金交付状況でありますが、羽幌町が関与する対象路線の補助金交付額は表の右下の合計１，２４６万３，０００円となっております。

（１３）、令和４年度の離島航路事業補助金交付状況であります。離島航路旅客運賃補助は、離島住民に対しての高速船利用に係る当町の単独補助であります。４月、高速船のみの運航時は１０割、通常期間は３割を補助するもので、６３万４，１８０円となってお

ります。次に、離島航路旅客定期航路事業補助であります。これにつきましても島民運賃補助であります。北海道との協調補助で、当町の補助金交付額は１４３万９，０７０円であります。下段の離島航路定期航路事業補助につきましては、航路運営に係る欠損分へ補助する国庫補助事業であります。国の補助残に対し、道と町がそれぞれ２分の１を補助、当町の補助金交付額は５，１２８万７，２３６円であります。

次の１９ページ、（１４）、交通対策事業基金状況から２０ページの（１６）、町内循環バスほっと号利用状況までの説明は省略いたします。

２１ページを御覧願います。財務課について申し上げます。（1）、町税収納状況でありますが、９月末現在の収納率を表の一番下、合計欄で申し上げますと、本年度分の収納率の数値は６５．４２％で、前年度と比較すると１．４４ポイント増加しております。

以下、２２ページの（２）、保険税収納状況から２３ページの（６）、備荒資金組合納付金状況までは、御覧をいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。

２４ページをお開き願います。出納室について申し上げます。有価証券及び出資による証券の保管状況でありますが、株券などは会計管理者において保管し、９月末現在の合計額は３，４８２万４，０００円であります。なお、昨年まで保管しておりました北海道曹達株式会社の株券６枚、２，４００株、額面１２万円は本年６月、会社からの申出を受け一部を処分、残った７９株、額面３，９５０円分につきましては株主名簿記載事項証明書として株券からの形態を変更し保管しております。

２５ページを御覧願います。総務課について申し上げます。（1）、職員配置状況であります。表の右側、下段の合計欄に記載のとおり、職員数は定数１６０人に対して現員数１２３人、定数外職員１０３人の合計２２６人であります。前年同期に比較し、職員３名、定数外職員が４名、合計で７名の減となっております。

（2）、役場庁舎等整備基金状況につきましては、預金利息１２万６，０００円を積立てし、1億6，３９３万1，５５５円となっております。

２６ページをお開き願います。地域振興課について申し上げます。（1）、人づくり事業基金状況につきましては、説明は省略をさせていただきます。

（2）、まちづくり事業基金状況ですが、増加額の５８９万6，９８２円につきましては、令和４年度の商業複合施設貸付けの収支残５８９万６，５８２円及び定期利息４００円を積み立てたものであります。また、減少額2，６７６万2，８８７円につきましては、令和４年度におけるハートタウンはぼろ及びサンセットプラザの施設補修経費として取り崩したものであります。

（3）、まちづくり応援基金状況です。増加額1億3，５５５万3，０００円につきましては、次の（4）、まちづくり応援寄付金実績、表の下段、令和４年度の寄附金金額を積み立てたものであります。減少分の1億8，６５1万５００円は、使途の指定されたまちづくり事業及び返礼品等の経費に充当したものであります。

（4）、まちづくり応援寄付金、ふるさと納税実績について申し上げます。令和５年度

の９月末までの状況ですが、道内分４１６件、道外分４，７５５件、合計５，１７１件、７，７５０万９，０００円となっております。昨年同期との比較では、件数で２，４０９件、寄附金額で４，１４８万３，０００円の増で、制度改正前による取扱件数の増加が要因となったものです。

２７ページを御覧願います。教育委員会所管であります学校管理課について申し上げます。（１）の奨学基金運用状況の基金運用額は前年度と同額の１，４７２万円で、今年度９月末までの償還は５名、４８万８，０００円、新規貸付けは４名、４８万円であります。運用額の内訳は、貸付分として７名、３０７万９，０００円、現金額は１，１６４万１，０００円となっております。

（２）、羽幌町教育施設整備基金状況であります。寄附金６３万円及び預金利息２，６１４円の合計６３万２，６１４円を積立てし、９月末現在２億１，５０５万１，５５４円となっております。

（３）、スクールバス利用状況は、記載のとおりの内容となっております。

２８ページをお開き願います。（４）、小学校、中学校の現況についてであります。１０月１日現在の児童数、生徒数を前年同期に比較しますと、羽幌小学校では３３名減の２２３人、羽幌中学校では１４名増の１４１人となっております。以下説明は省略をさせていただきます。

２９ページを御覧願います。社会教育課について申し上げます。（１）、郷土資料館入館状況、（２）、焼尻郷土館入館状況は、説明を省略させていただきます。

（３）の体育施設利用状況ですが、９月末現在では前年同期に比較し、６，５２７人増の合計５万４，３３０人となっており、これは新型コロナウイルス感染症の５類移行による影響が主な要因と考えております。

３０ページをお開き願います。（４）、文化協会加盟団体状況及び（５）、スポーツ協会、これは体育協会が組織改編にて名称変更となったもので、加盟団体状況は文化協会で２８団体、スポーツ協会は１１団体、合計３９団体で、前年度からの増減はありません。会員総数は、文化協会３５７人、スポーツ協会は３７９人であります。

（６）の中央公民館利用状況、（７）の図書館利用状況は、記載のとおりの内容となっております。

以上で令和５年度第２次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君）　これから監査報告の内容について、監査委員に対し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第１２号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、報告第１２号　令和５年度定期監査報告（第２次）については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第１３号

○議長（村田定人君）　日程第４、報告第１３号　専決処分の報告について「損害賠償の額の決定について」を議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君）　ただいま上程されました報告第１３号　専決処分の報告について、その内容をご説明いたします。

報告第１３号　専決処分の報告について。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和５年１２月１４日提出、羽幌町長。

理由につきましては、議会において指定されております和解及び損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告するものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書となっております。

処分事項につきましては、損害賠償の額の決定についてでございます。

次に、内容でございますが、記載の賠償の相手方に対しまして支払い遅延に伴う賠償金としまして金１００円を支払うものでございます。

なお、今回の事態を重く受け止めまして、今後このような事態が発生しないよう事務改善を図るとともに、一層の管理及び指導の徹底に努めてまいります。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君）　これから報告第１３号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

本案は、議会の委任による専決処分のため承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

◎承認第７号

○議長（村田定人君）　日程第５、承認第７号　専決処分の承認について「令和５年度羽幌町一般会計補正予算」（第９号）を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君）　ただいま上程されました承認第７号　専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項により報告し、承認を求めるものであります。

令和５年１２月１４日提出、羽幌町長。

処分理由は、令和５年度羽幌町一般会計補正予算（第９号）を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。専決処分書でありますが、令和５年１１月３０日付による専決処分であります。

次のページの補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ８，４８２万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ７４億７，９２９万円とするものであります。

補正の内容をご説明いたします。６ページをお開き願います。歳出の３款民生費、社会福祉費において総合経済対策追加給付金支給事業総額８，４８２万円の増額は、国の経済対策に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、住民税非課税世帯に対し１世帯当たり７万円を給付するものであり、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者世帯に対し給付金の年内支給を確実に実施するため、専決処分とさせていただいたものであります。なお、当町における対象世帯につきましては、約１，２００世帯を見込んでおります。

次に、歳入についてでありますが、先ほどご説明いたしました国庫支出金である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てております。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君）　これから承認第７号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第７号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、承認第７号　専決処分の承認について「令和５年度羽幌町一般会計補正予算」（第９号）は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第４７号～議案第５０号

○議長（村田定人君）　日程第６、議案第４７号　職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例、日程第７、議案第４８号　特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第８、議案第４９号　羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第９、議案第５０号　羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上４件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君）　ただいま上程されました議案第４７号から議案第５０号まで関連がございますので、４件を一括して提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、令和５年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて提案いたしておりまして、特別職及び議会議員の皆様につきましても一般職に準じて改定することとしてご提案申し上げております。

初めに、提案の理由となりました今回の給与改定の概要につきましてご説明申し上げます。

１点目は、月例給の引上げでございまして、給料表の改定を行い、改定率で平均１．１％の増となるものでございます。なお、この改定は、令和５年４月１日まで遡及し、適用するというものでございます。

２点目は、期末、勤勉手当の引上げでありまして、年間支給割合を一般職については０．１月分、定年前再任用短時間勤務職員については０．０５月分引き上げるものでございます。この引上げ分は、全て１２月支給分に配分するものとし、令和６年度以降はこの引上げ分を含め、６月と１２月の支給割合を均等に再配分することとしております。

以上が今回の給与改定の概要でございます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。初めに、議案第４７号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

令和５年１２月１４日提出、羽幌町長。

改正の内容でありますが、別紙でお配りしております議案説明資料、議案第４７号から第５０号を御覧ください。１ページから５ページに説明を、６ページから２７ページに新旧対照表がございます。新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所には下線を引いて表示しております。

それでは、資料１ページを御覧ください。新旧対照表は６ページになります。１ページ目の１番、期末、勤勉手当の引上げですが、一般職につきましては期末手当及び勤勉手当をともに０．０５月分引上げ、年間支給割合を０．１月分の増とし、定年前再任用短時間勤務職員については期末手当及び勤勉手当をともに０．０２５月分引上げ、年間支給割合を０．０５月分の増とすることに改めるものであります。なお、改正内容には直接触れられておりませんが、会計年度任用職員は一般職の期末手当を準用しており、暫定再任用職

員は定年前再任用短時間勤務職員と同様の改正になりますので、申し添えます。

資料の（１）になりますが、改正案の第１条では、引上げ分を全て一般職員、定年前再任用短時間勤務職員ともに１２月支給分に配分するもので、表のとおりですが、６月支給分は変更がなく、一般職員は１２月支給分が０．１月分、定年前再任用短時間勤務職員が０．０５月分それぞれ引き上げられるというものであります。

次に、資料の（２）でありますが、改正案の第２条では、先ほどの（１）で改正した支給割合を再度改正し、６月支給分と１２月支給分に均等に振り分けるものであります。これにより、令和６年度以降につきましては６月支給分と１２月支給分の割合は等しくなるものであります。

次に、資料の２ページを御覧ください。２番、月例給の引上げでございます。高卒初任給を１万２，０００円、大卒初任給を１万１，０００円引き上げ、初任給をはじめ若年層に重点を置いて全等級を引き上げ改定するものでございまして、改定率は平均で１．１％の増となる給料表の改定であります。なお、改定後の給料表は議案書に記載のとおりでございます。

次に、３番、附則でございますが、本改正条例の施行期日は公布の日から施行することとしておりますが、冒頭にもご説明しましたとおり、第１条の給料表の改正は令和５年４月１日から適用、期末手当及び勤勉手当の改正は令和５年１２月１日から適用することとし、第２条の改正は令和６年４月１日から施行することを規定しておりまして、これにより改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす旨を定めるものであります。

以上が改正内容の説明であります。

なお、改正文の朗読は、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

続きまして、議案第４８号　特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

令和５年１２月１４日提出、羽幌町長。

改正の内容でございますが、一般職の給与改定に準じまして特別職の期末手当を改正するものであります。

資料の３ページを御覧ください。新旧対照表は１６ページになります。期末手当を０．１月分引き上げ、年間支給割合を現行の４．３５月分から４．４５月分に改正するものであります。

（１）の表になりますが、支給割合を６月支給分は２．１２５月分に、１２月支給分は２．３２５月分にそれぞれ引き上げる改正であります。ただし、（２）に記載のとおり、令和５年１２月の支給割合については、ただいまの改正にかかわらず、一般職と同様、引上げ分の全てを１２月支給分に配分する旨の附則を加えるものであります。

次に、２番の附則についてでございますが、施行期日は公布の日から施行することとしておりますが、附則第２２項の規定は、令和５年１２月１日から適用し、改正前の規定に

より支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなす旨を定めるものであります。

以上が改正内容の説明でございます。

なお、改正文の朗読は、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

続きまして、議案第４９号　羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

令和５年１２月１４日提出、羽幌町長。

改正の内容でありますが、一般職の給与改定に準じまして議会議員の期末手当を改正するものであります。

資料の４ページを御覧ください。新旧対照表は１７ページになります。期末手当を０．１月分引き上げ、年間支給割合を現行の４．３５月分から４．４５月分に改定するものであります。

（１）の表になりますが、支給割合を６月支給分は１．７２５月分に、１２月支給分は２．７２５月分にそれぞれ引き上げるものであります。ただし、（２）に記載のとおり、令和５年１２月の支給割合については、ただいまの改正にかかわらず、先ほどの一般職並びに特別職と同様、引上げ分の全てを１２月支給分に配分する旨の附則を加えるものであります。

次に、２番の附則についてでございますが、施行期日は公布の日から施行することとしておりますが、附則第２１項の規定は、令和５年１２月１日から適用し、改正前の規定により支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなす旨を定めるものであります。

以上が改正内容の説明であります。なお、改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

続きまして、議案第５０号　羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

令和５年１２月１４日提出、羽幌町長。

改正の内容でありますが、資料の５ページを御覧ください。新旧対照表は１８ページから２７ページになります。１の月例給の引上げですが、会計年度任用職員の給与は、一般職の給料表を準用しているため、一般職の給料表改定に伴い、改正するものであります。

次に、２番の附則についてでございますが、本改正条例の施行期日は公布の日からとしておりますが、一般職と同様に第１条の給料表の改定は令和５年４月１日から適用し、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす旨を定めるものであります。

以上が改正内容の説明であります。なお、改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

以上、議案第４７号から議案第５０号までの説明でございます。よろしくご審議、ご決

定賜りますようお願い申し上げます。
○議長（村田定人君）　これから議案第４７号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。
これから議案第４７号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。
したがって、議案第４７号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。
次に、議案第４８号　特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。
これから議案第４８号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。
したがって、議案第４８号　特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。
次に、議案第４９号　羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。
これから議案第４９号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号　羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５０号　羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第５０号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５０号　羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第５１号

○議長（村田定人君）　日程第１０、議案第５１号　羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君）　ただいま上程されました議案第５１号　羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和５年１２月１４日提出、羽幌町長。

提案理由は、出産被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税の減額規定を新設するため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例。

改正内容をご説明申し上げますが、別途お配りしております議案第５１号説明資料、羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして説明をさせていただきます。

初めに、国民健康保険税条例の一部改正に係る部分からご説明いたします。

１、減額措置の新設についてでありますが、全世帯対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、新たに出産被保険者の産前産後期間に係る減額規定を設けるものであります。

減額の対象は①の所得割額及び②の均等割額となりますが、いずれも妊娠している胎児、または生まれた新生児が１人か複数かで減額となる対象期間と金額が変わることとなります。

次に、２、上記１に係る届出についての規定でありますが、出産被保険者に係る届出書の記載事項及び添付書類、届出の時期について規定しており、また必要な事項について確認できる場合は届出を省略できる旨も規定しているものであります。

続いて、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正に係る部分についてご説明いたします。

資料の裏面を御覧ください。当町の国民健康保険税につきましては、現行の所得割、均等割、平等割、資産割の４方式で構成されている賦課方式から令和８年度に資産割を除いた３方式に変更するため、昨年１２月の議会定例会におきまして国民健康保険税条例の一部を改正し、段階的に税額及び税率を変更することとしておりますが、今回出産被保険者に係る減額措置及び届出に係る規定が新設されたことから、この２点についても改正するものであります。

改正内容は以上でありますが、施行期日は令和６年１月１日としており、令和５年度分の国民健康保険税のうち令和６年１月以後の期間に係るもの及び令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分の国民健康保険税のうち令和５年１２月以前の期間に係るもの及び令和４年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとの附則を設けております。

以上が改正要旨でありますが、ただいまの説明をもちまして改正本文及び附則の朗読は省略をさせていただきます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君）　これから議案第５１号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第５１号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５１号　羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第５２号～議案第５３号

○議長（村田定人君）　日程第１１、議案第５２号　前川富義奨学基金条例、日程第１２、議案第５３号　羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例、以上２件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君）　ただいま上程されました議案第５２号と議案第５３号について、この２件は関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第５２号　前川富義奨学基金条例について提案理由とその内容をご説明いたします。

令和５年１２月１４日提出、羽幌町長。

提案の理由でありますが、前川富義氏の寄附による新たな奨学基金制度の創設に伴い、その基金運用に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

初めに、本制度創設に至りました経緯につきまして簡単に申し上げます。

本年９月末に本町出身であります前川富義様から本町へ寄附の申出があり、その際に町の子供たちに高等教育の機会を与えてほしいという思いを拝聴し、町といたしましても前川様のお名前を後世に残したいという考えから、本制度の創設に至ったものであります。

それでは、提案いたしました条例案につきまして、議案に基づき内容をご説明いたします。

次のページを御覧願います。題名は前川富義奨学基金条例とし、寄附者のお名前に冠した基金としております。

第１条では、設置目的として、優秀な資質を有しながら経済的理由によって修学が困難な者に対し、修学に必要な資金の一部を貸し付けるため、当基金を設置する旨を定めております。

第２条では、基金の額として、このたび寄附をいただきました３，０００万円とすることを定めております。

第３条では、貸付けの対象として、第１号では学校教育法に定める大学に属する学生であること、第２号では学資を主に支弁する者が羽幌町に２年以上住所を有する者であること、第３号では独立行政法人日本学生支援機構が定める選考基準を満たす者であることを定めております。

第４条では、貸付金額を月額３万円以内としております。

第５条では、貸付条件として、第１号では利息は無利子とすること、第２号では延滞利息として償還期限まで支払われなかった場合の未納額に対し、法定利率をもって償還期限の翌日から支払いの日までの日数によって計算した利息を徴収すること、第３号では貸付期間は貸付けが決定した月から最短修業年限の終期までとすること、第４号では償還方法として貸付期間終了の月の翌月から起算し、最大２年経過した後１０年以内に償還することを定めております。

第６条では、貸付けの申請及び決定に関する事項として、奨学金の貸付けを受けようとする者は連帯保証人２人を定め町へ申請すること、第２項では貸付申請があったときは教育委員会の意見を聞き、基金運用の範囲内において貸付けの可否を決定すること、第３項では貸付けの決定を受けた者に誓約書等の提出を義務づけること、第４項では誓約書等を提出しないときに貸付決定を取消しできる規定について定めております。

第７条では、連帯保証人に関する事項として、連帯保証人は独立の生計を営む成年者とし、第２項では連帯保証人の１人は奨学生の親権者、もう一人を本町に住所を有する債務返済能力のある独立した生計を営む者とし、第３項では連帯保証人が欠けたときや、その適性を失ったときには新たな連帯保証人を定め、届けなければならない旨を定めております。

第８条では、貸付けの取消しとして、奨学生が貸付けを受けることを辞退したとき、死亡したとき、停学の処分を受けたときなど、第１号から第７号で掲げる場合には貸付けの決定を取消し、償還することを定めるものであります。

第９条では、繰上償還として、奨学資金の貸付けを受けた者が奨学金の貸付けを廃止されたときや償還金の支払いを怠ったときには、町が奨学資金の繰上償還を命じることができる旨を定めております。

第１０条では、償還の猶予として、特別な理由により償還金の支払いが困難と認める場合には償還を猶予できる規定を。

第１１条では、償還金の減免として、償還金の貸付けを受けた者が死亡や病気など、やむを得ない理由で償還が不能と認められる場合については償還を免除できる規定を。

第１２条では、償還金の貸付けを受けた者は、連帯保証人の住所など必要な情報に変更があった場合には届出義務に係る規定をそれぞれ定めております。

第１３条では、報告の義務として、奨学生が毎年度修学状況を報告する規定を設けております。

第１４条では、町長への委任として、本条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定める規定を定めております。

附則、施行期日、第１項、この条例は、公布の日から施行する。

経過措置として、第２項、第３条第１号に規定する学生で、この条例の施行の日前までに羽幌町奨学基金条例による貸付けを受けた者の貸付金額は、その貸付金額を含め、月額３万円以内とする。

以上が本条例の内容であります。

なお、ただいまの内容説明をもちまして、条文の朗読を省略させていただきます。

これで議案第５２号の説明を終わりまして、次に議案第５３号　羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例について提案理由とその内容をご説明いたします。

令和５年１２月１４日提出、羽幌町長。

提案の理由でありますが、大学生のみを対象とした奨学基金条例の新設に伴いまして、

本条例における対象者、貸付金額及び償還期間に関する規定の整備を行うため、改正しようとするものであり、その内容につきましてはただいまご説明を申し上げました前川富義奨学基金条例と対象者を区分する以外は貸付内容などを同じくするものとなっております。

次のページをお開き願います。羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例。

羽幌町奨学基金条例の一部を次のように改正する。

次に、内容説明に入りますが、資料で別にお配りしております新旧対照表に基づき行いますので、御覧いただきたいと思います。左側に現行条文を、右側に改正案を記しており、改正箇所に下線を表示しております。なお、送り仮名や文言の修正など、語句の改正につきましては説明を省略いたしますことをあらかじめご了承願います。

まず、新旧対照表１ページ、第３条第１号の改正でありますが、先ほど説明いたしました新たな奨学基金制度で、大学生を対象としますので、この条例の対象からは除くものであります。

第４条の改正は、貸付額を現在の２万円以内から３万円以内とするものであります。

第５条第４号の改正は、償還の開始時期について、これまでは貸付期間終了の月の翌月から起算して、６か月を経過した後だったものを最大２年以内とし、償還期間を５年以内から１０年以内とするものであります。

２ページ目を御覧ください。第６条第２項の改正は、貸付けの決定の際に基金の運用の範囲内においてという文言を加え、決定を行うを可否を決定するに改めるものでございます。

第７条第２項の改正は、羽幌町内に居住しを羽幌町に住所を有しに改めるものでございます。

３ページを御覧願います。第１２条の改正は、奨学生を貸付けの決定を受けた者に改めるものでございます。

以上が改正内容の説明であります。

なお、改正文の朗読はただいまの説明をもちまして省略をさせていただきます。

議案に戻っていただきまして、附則を読み上げます。

附則、施行期日、第１項、この条例は、公布の日から施行する。

経過措置、第２項、学校教育法に定める大学に属する学生で、この条例の施行の日前に貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

第３項、改正後の第４条の規定は、令和６年４月分以後の奨学資金について適用する。

第４項、改正後の第５条第４号の規定は、この条例の施行の日後に貸付期間を終了する者から適用する。

以上で議案第５２号、議案第５３号の説明を終わります。よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君）　これから議案第５２号　前川富義奨学基金条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第５２号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号　前川富義奨学基金条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５３号　羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第５３号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号　羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩　午前１１時００分
再開　午前１１時１０分

○議長（村田定人君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第５４号

○議長（村田定人君）　日程第１３、議案第５４号　羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高橋伸君。

○福祉課長（高橋　伸君）　ただいま上程されました議案第５４号　羽幌町特定教育・保

育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。
令和５年１２月１４日提出、羽幌町長。
提案の理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）が改正されたことにより、本条例が参照とします基準の整理を行うため、改正しようとするものであります。
羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。
羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年羽幌町条例第２５号）の一部を次のように改正する。
改正内容を申し上げます。別途お配りしております資料、羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧願います。
この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所に下線を引いて表示しております。
改正の内容ですが、第３６条では特定教育・保育施設が特別利用教育を提供する場合の基準について定めており、第３項において新たに読替え規定が追加されたため、改正するものであります。
なお、ただいまの説明をもちまして改正条文の朗読は省略させていただきます。
附則、この条例は、公布の日から施行する。
以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
○議長（村田定人君）　これから議案第５４号について質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。
これから議案第５４号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。
したがって、議案第５４号　羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第５５号
○議長（村田定人君）　日程第１４、議案第５５号　羽幌町水道事業の設置等に関する条

例の一部を改正する条例を議題とします。
　本案について提案理由の説明を求めます。
　上下水道課長、棟方富輝君。
○上下水道課長（棟方富輝君）　ただいま上程されました議案第５５号　羽幌町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。
　令和５年１２月１４日提出、羽幌町長。
　提案の理由でございますが、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２条第３項及び地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第１条第２項の規定により令和６年４月１日から下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するに当たり、関係条例の整備を行うため改正しようとするものであります。
　次のページをお開き願います。羽幌町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。
　羽幌町水道事業の設置等に関する条例（昭和４４年羽幌町条例第１２号）の一部を次のように改正する。
　それでは、改正内容の説明を申し上げます。別紙にて配付しております新旧対照表を御覧ください。左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所には下線を引いております。なお、適用条項の改正や条項の整備、字句の整理などについては説明を省略させていただきますので、ご了承願います。
　それでは、改正内容をご説明いたします。初めに、全体的に関係する用語等の改正を行っておりますが、具体的には水道事業を水道事業等に、町長を管理者に、規則でを管理者がに、規則を企業管理規定に、町長を下水道事業の管理者の権限を行う町長に改め、その他は字句等の整理を行っております。
　１ページを御覧ください。羽幌町水道事業の設置等に関する条例ですが、題名に下水道事業を追加しております。
　次に、第１条では事業の設置について規定されておりますが、第２項として下水道事業の設置を追加しております。
　次に、下水道事業につきましては、地方公営企業法第２条第３項において条例で定めるところにより、この法律の規定の全部または一部を適用することができると規定されておりますことから、法の全部を適用する旨、第１条の２として追加しております。
　次に、第２条では経営の基本について規定されておりますが、第１項では下水道事業を対象に加え、第３項として下水道事業の名称及び排水区域についての規定を追加しております。
　次に、第３条では組織について規定されておりますが、第１項では下水道事業には管理者を置かない旨を、第２項では下水道事業の管理者の権限を行う町長の権限に属する事務は上下水道課において処理する旨を追加しております。

次に、議案の２ページを御覧いただきまして、附則第１項の施行期日でございますが、令和６年４月１日から施行としております。

新旧対照表の５ページをお開き願います。羽幌町課設置条例ですが、第２条では課の分掌事務について規定されておりますが、下水道事業が公営企業として設置されますことから、下水道事業に関することを削除し、字句の整理を行っております。

６ページをお開き願います。羽幌町特別会計条例ですが、第１条では設置について規定されておりますが、下水道事業が公営企業会計に移行いたしますことから、第３号、下水道事業を削除し、第４号を第３号に繰り上げております。

７ページをお開き願います。羽幌町私債権の管理に関する条例ですが、第３条では他の法令等との関係について規定されておりますが、他の法令等として列記されているうちの規定において、地方公営企業法第１０条に規定されている企業管理規程を含む旨を加えるものであります。

８ページをお開き願います。羽幌町下水道条例ですが、羽幌町下水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第１条第２項において下水道事業の設置について規定いたしますことから、第２章の章名を設置から定義に改め、第２条、名称及び設置を削除しております。

３０ページをお開き願います。羽幌町水洗便所改造等補助金条例ですが、第８条では補助金の交付決定の取消しについて規定されておりますが、取消しとなる事由について補助金交付決定の日から６０日以内に工事が完成しないときが規則で規定されておりましたことから、これを第３号として条例に加え、現行の第３号を第４号に繰り下げております。

３３ページをお開き願います。羽幌町水道事業運営審議会設置条例ですが、第１条では設置について、第２条では所掌事務について規定されておりますが、それぞれ下水道事業を対象に加えるものであります。

次に、第３条では組織について規定されておりますが、第２項第２号におきまして委員の対象に下水道使用者を加えるものであります。

３５ページをお開き願います。羽幌町水道事業給水条例ですが、第２２条では特別な場合における使用料の算定について規定されておりますが、第１項は月の中途で水道の使用開始や休止した場合の基本料金の算定方法でありまして、簡潔で分かりやすい表現に改めております。

以上が改正内容の説明でございます。

改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君）　これから議案第５５号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第５５号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号　羽幌町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第５６号～議案第６２号

○議長（村田定人君）　日程第１５、議案第５６号　令和５年度羽幌町一般会計補正予算（第１０号）、日程第１６、議案第５７号　令和５年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）、日程第１７、議案第５８号　令和５年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）、日程第１８、議案第５９号　令和５年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第３号）、日程第１９、議案第６０号　令和５年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）、日程第２０、議案第６１号　令和５年度羽幌町港湾上屋事業特別会計補正予算（第１号）、日程第２１、議案第６２号　令和５年度羽幌町水道事業会計補正予算（第２号）、以上７件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森　　淳君）　ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして既定の予算総額に歳入歳出それぞれ１億２，０２３万９，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ７５億９，９５２万９，０００円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。歳出の２款総務費、企画費においてまちづくり応援寄付金推進事業総額３，１２５万円の増額は、ふるさと納税の増加見込みによるものであります。

同じく戸籍住民基本台帳費において共同戸籍業務電算システム管理事業４，３３２万６，０００円の増額は、管内７町村で共同運営している戸籍システム及び戸籍附票システムの改修並びにシステム端末等の更新業務委託料であり、財源につきましては国庫支出金及び各町村からの負担金を充てております。

次に、４款衛生費、健康センター運営費において不妊治療費等負担軽減扶助費２３４万１，０００円の増額は、不妊治療または不育治療を受けている夫婦に対し、治療に対する費用の一部を助成するものであります。

次に、１０款教育費、事務局費において前川富義奨学基金積立金３，０００万円の増額

は、当町の出身者であります前川富義氏からの寄附金による奨学基金制度の創設に伴い、当該寄附金を積み立てるものであります。

歳入につきましては、各事業に係る特定財源等が増減しているほか、財源調整として財政調整基金繰入金を８５３万４，０００円減額しております。

以上で一般会計を終わり、続いて国民健康保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ９８万４，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ９億５９８万４，０００円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出の１款総務費、一般管理費において職員人件費３９万１，０００円、会計年度任用職員人件費１０万８，０００円の各増額は、給与改定に伴うものであります。

次に、５款諸支出金において償還金利子及び割引料４８万５，０００円の増額は、額の確定に伴う過年度分保険給付費等交付金の返還金であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び国民健康保険給付費等支払い準備基金繰入金並びに前年度繰越金を充てております。

続いて、介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ２，１０９万８，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億６，８１８万２，０００円とするものであります。

補正をいたします内容を勘定別に申し上げます。保険事業勘定の歳出、１款総務費、一般管理費において報酬１６万９，０００円、給料１１４万８，０００円、職員手当等７８万２，０００円の各増額は、給与改定に伴うものであり、電算システム改修委託料２２７万２，０００円の増額は、制度改正に伴い介護システムを改修するものであります。

次に、２款保険給付費、介護サービス等給付費において介護サービス等給付事業総額１，６２９万６，０００円の増額は、給付実績及び今後の見込みによるものであります。

次に、３款地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費において報酬８万５，０００円、職員手当等２万４，０００円の各増額は、給与改定に伴うものであります。

歳入につきましては、国庫支出金などの特定財源を増額するほか、不足する額につきましては一般会計繰入金を充てております。

次に、介護サービス事業勘定の歳出、１款総務費、事業管理費において報酬２万８，０００円、給料７万６，０００円、職員手当等２１万８，０００円の各増額は、給与改定に伴うものであり、歳入につきましては一般会計繰入金を充てております。

続いて、下水道事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ１０万８，０００円を追加し、各予算の総額を歳入歳出それぞれ４億１，６４０万８，０００円とするものであります。補正をいたします内容でありますが、債務負担行為補正につきましては、雨水管渠に関して布設替が必要な箇所が発生したことから早期の工事発注を予定しておりますが、年度内の完成が困難な見通しのため、債務負担行為を設定するものであります。

次に、歳出の１款総務費、一般管理費において報酬１０万８，０００円の増額は、給与改定に伴うものであり、歳入につきましては一般会計繰入金を充てております。

続いて、簡易水道事業特別会計の補正につきましてご説明を申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ９万２，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ４，９０９万２，０００円とするものであります。補正をいたします内容は、歳出の１款簡易水道費、水道維持費において給料１万４，０００円、職員手当等７万８，０００円の各増額は、給与改定に伴うものであり、歳入につきましては一般会計繰入金を充てております。

続いて、港湾上屋事業特別会計の補正につきましてご説明を申し上げます。既定の予算総額に変更はなく、債務負担行為を追加するものでありますが、内容といたしましては焼尻旅客上屋に関して改修が必要となり、早期の工事発注を予定しておりますが、年度内の完成が困難な見通しのため、債務負担行為を設定するものであります。

続いて、水道事業会計の補正につきましてご説明申し上げます。収益的収入及び支出において、支出の第１款水道事業費用、第１項営業費用において６７万８，０００円の増額は、給与改定に伴う人件費の補正をするものであり、予算総額を２億３，４４１万７，０００円とするものであります。

なお、資本的収入及び支出につきましては補正はございません。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君）　次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君）　それでは、私から内容をご説明いたします。

１６ページをお開き願います。歳出の２款総務費、一般管理費において前羽幌町長お別れの会開催事業補助金６５万７，０００円の減額は、事業完了によるものであります。

１７ページを御覧ください。自治振興費において光熱水費３２万８，０００円の増額は、電気料金の上昇によるものであります。

同じく戸籍住民基本台帳費において電子機器端末購入費２４万円の増額は、旅券法改正に伴うパスポートの電子申請に対応するため、必要な機器を整備するものであり、住民基本台帳システム改修事業９３万５，０００円の増額は、住民基本台帳法等の改正に伴う住民票等への振り仮名などの記載に対応するため、システムを改修するものであります。

１８ページをお開き願います。３款民生費、社会福祉費において国民健康保険事業特別会計繰出金４９万９，０００円の増額は、繰り出し対象経費の増加によるものであります。

同じく介護福祉費において介護保険事業特別会計繰出金５６０万９，０００円の増額につきましても、繰り出し対象経費の増加によるものであります。

１９ページを御覧ください。４款衛生費、保健衛生費において扶助費４７５万１，０００円の増額は、対象医療費及び件数の増加によるものであります。

同じく健康センター運営費において償還金利子及び割引料１，４７１万７，０００円の

増額は、額の確定に伴うがん検診等推進事業及び風しん追加的対策事業並びに新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る過年度分国庫支出金の返還金であります。

２０ページをお開き願います。環境衛生費において簡易水道事業特別会計繰出金９万２，０００円の増額は、繰り出し対象経費の増加によるものであり、天売マムシ生息実態調査委託料４８万２，０００円の減額は、委託予定先との調整が困難となったことから、今年度の実施を見送るものであります。

２１ページを御覧ください。６款農林水産業費、農業振興費において畑地化促進事業補助金１３９万２，０００円の増額は、水田を畑地化し、畑作物の本作化に取り組む農業者の農用地が土地改良区の地区除外対象となることから、その経費に対する支援を行うものであります。

同じく畜産業費において焼尻めん羊牧場管理運営事業総額７００万２，０００円の減額は、同牧場の閉鎖に伴い予定していた施設改修及び備品購入を中止したことによるものであります。

同じく農業試験所費において産業廃棄物運搬処分委託料６０万５，０００円の減額は、委託業務の完了によるものであります。

２２ページをお開き願います。７款商工費、商工振興費において土地購入費６３０万５，０００円の増額は、商業複合施設に係る事業用敷地として賃借している私有地を購入するものであります。

商工青年部地域活性化事業補助金３７万６，０００円の減額は、綱引き大会の中止によるものであり、雇用促進助成金８４万円の減額は、助成件数の確定によるものであります。

２３ページを御覧ください。８款土木費、道路橋梁費につきましては、橋梁補修工事に関して地方債の対象経費が増加したことから財源更正するものであります。

同じく都市計画管理費において下水道事業特別会計繰出金１０万８，０００円の増額は、繰り出し対象経費の増加によるものであります。

２４ページをお開き願います。１０款教育費、事務局費において委託料５１万４，０００円、工事請負費９６１万２，０００円の各減額は、いずれも事業の完了によるものであります。

同じく社会教育費において修繕料１５６万６，０００円の減額は、焼尻郷土館の外壁修繕等について年度内の実施が困難となったことによるものであります。

２５ページを御覧ください。１１款災害復旧費、土木施設災害復旧費につきましては、河川災害復旧工事に関して地方債の対象経費が増加したことから財源更正するものであります。

以上が一般会計の補正内容でありますが、各特別会計及び水道事業会計の補正内容につきましては、町長からの提案理由の説明をもちまして内容説明は省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君）　お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債ほか一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第５６号　令和５年度羽幌町一般会計補正予算（第１０号）について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第５６号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号　令和５年度羽幌町一般会計補正予算（第１０号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５７号　令和５年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第５７号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号　令和５年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５８号　令和５年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第５８号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号　令和５年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５９号　令和５年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第３号）について歳入歳出予算及び債務負担行為一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第５９号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号　令和５年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６０号　令和５年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第６０号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６０号　令和５年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６１号　令和５年度羽幌町港湾上屋事業特別会計補正予算（第１号）につ

いて債務負担行為一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第６１号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６１号　令和５年度羽幌町港湾上屋事業特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６２号　令和５年度羽幌町水道事業会計補正予算（第２号）について収益的収入及び支出ほか一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第６２号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６２号　令和５年度羽幌町水道事業会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

◎諮問第２号

○議長（村田定人君）　日程第２２、諮問第２号　人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森　　淳君）　諮問第２号　人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町字朝日１５０７番地、氏名、五十嵐明子、生年月日、昭和３０年１月４日生まれ、６８歳。

前委員でありました田代文子氏が令和５年９月３０日付をもちまして任期満了となりま

したことから、氏の人格、識見はもちろんのこと、公正な人物で、人権擁護等に広く理解があることから、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、ご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君）　これから諮問第２号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準により省略します。

これから諮問第２号を採決します。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、諮問第２号　人権擁護委員の推薦については同意することに決定しました。

◎発議第１４号

○議長（村田定人君）　日程第２３、発議第１４号　議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究等のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思います。なお、諸般の事情による派遣日程等の変更があった場合、その他緊急を要する派遣事案があった場合は、議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第１４号　議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第１５号

○議長（村田定人君）　日程第２４、発議第１５号　各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第７５条の規定により閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第１５号　各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のと

おり決定されました。

◎意見案第４号

○議長（村田定人君）　日程第２５、意見案第４号　軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

１０番、平山美知子君。

○１０番（平山美知子君）　意見案第４号　軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第１４条の規定により意見書を提出します。

令和５年１２月１４日提出。

提出者、羽幌町議会議員、平山美知子。賛成者、羽幌町議会議員、村上雄也、同じく、羽幌町議会議員、磯野直。

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）

軽油引取税については、平成２１年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使われる軽油に設けられている免税制度が、令和３年３月末で廃止される予定となっていましたが、索道事業者等からの強い要望により３年間延長措置が認められ、令和６年３月末での適用期限を迎えます。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

当町内のスキー場におきましても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっております。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業への経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和５年１２月１４日、北海道羽幌町議会議長、村田定人。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣。

以上です。

○議長（村田定人君）　議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第４号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。
したがって、意見案第４号　軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。
議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎日程の追加

○議長（村田定人君）　お諮りします。
ただいま町長から議案第６３号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。
したがって、議案第６３号を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定しました。

◎議案第６３号

○議長（村田定人君）　追加日程第１、議案第６３号　令和５年度羽幌町一般会計補正予算（第１１号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
町長、森淳君。
○町長（森　　淳君）　ただいま追加提案となりました一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。
既定の予算総額に歳入歳出それぞれ３，６３１万９，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ７６億３，５８４万８，０００円とするものであります。
補正をいたします内容でありますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援事業を実施するものであります。
初めに、歳出の３款民生費、介護福祉費において介護サービス基盤整備事業３４１万円の増額は、介護事業者に対し物価高騰に伴う影響を緩和させるため、施設の定員数等に応じた支援を行うものであります。
次に、７款商工費、商工振興費において消費活性化対策事業３，２９０万９，０００円の増額は、町民１人当たり５，０００円のクーポン券を発行し、消費の下支えを通じて町民の生活支援を図るものであります。
次に、歳入についてでありますが、地方創生臨時交付金及び財政調整基金繰入金を充て

ております。
以上が補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由とさせていただきます。
○議長（村田定人君）　お諮りします。
審議の方法については、歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。
したがって、そのように進めることに決定しました。
これから議案第６３号について歳入歳出予算一括して質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。
これから議案第６３号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。
したがって、議案第６３号　令和５年度羽幌町一般会計補正予算（第１１号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告
○議長（村田定人君）　これで本日の議事日程は全部終了しました。
したがって、令和５年第９回羽幌町議会定例会を閉会します。
（午後１１時５３分）